

令和4年6月（第6回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員（14名）

1 番	荒川 忠一（筆頭代理）	2 番	齊藤 保（次席代理）
3 番	内田 一正	4 番	松野 隆
5 番	富嶋 雄治	6 番	渡邊 久則
7 番	松本 功	8 番	上村 直嗣
9 番	中村 光博	10 番	中川 恭一
11 番	渡邊 義幸	12 番	坂田 俊明
13 番	坂田 成喜	14 番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第6	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第6号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	議案第7号 令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について
日程第11	議案第8号 益城町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について
日程第12	令和4年 第7回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	井 敦子
主 事	上村 洸二		

6. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和4年第6回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番齊藤保委員、9番中村光博委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

まず、賃貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、使用貸借の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、4番松野隆委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(4番委員)

調査報告いたします。

5月31日に宮本推進委員と共に譲渡人と譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植え機・管理機・コンバイン・トレーラー等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、17,416㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

6月6日に河端推進委員と共に譲渡人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕うん機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻・大根・甘藷・じゃがいもで、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数35年、年間300日、妻が経験年数8年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、94,973㎡ですので、問題ないと思い

ます。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について、渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番及び4番につきましては、5番富嶋雄治委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

6月5日に上田推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

今回の案件は、建設業を営む譲受人が新規に農地を取得して農業を始められるということでしたので、慎重に聞き取り調査を行いました。

松本三千輝推進委員にも今回の案件に対してのご助言をいただいております。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター3台、耕うん機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷・白菜・ホウレン草・大根で、申請地には砥川地区の畑には白菜・ホウレン草・大根を作付し、田原地区の畑には甘藷がすでに作付されております。

農作業の従事につきましては、年間200日程と申請書に書いてありました

けれども、去年の案件で建設業者が農地を取得されて野菜を少しだけ作っているだけで耕作しているのか疑わしいということがあり、甘藷等を植えて本当にそれだけ農作業をされるのかという懸念がありましたが、松本推進委員からも問題ないだろうということでした。

申請書に従っていきますと、農作業の従事につきましては、本人が経験年数5年、年間240日、妻が経験年数5年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、10,499㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番及び4番について、冨嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号5番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告いたします。

6月6日に井川推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間300日、妻が経験年数20年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、12,169㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々、近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号5番について、坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(1 1 番委員)

6月6日に河端推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用倉庫を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては12番坂田俊明委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

6月5日に井川推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が資材置場及び駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第４号説明》

（議長）

只今、議案第４号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号１５番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

（議長）

それでは、賃借権設定の部 番号１５番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

（議長）

続きまして、賃借権設定の部でございしますが、議事参与の案件を除いた案件

についてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

まず、使用貸借権設定の部 番号２番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号２番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、

で、原案のとおり決定いたします。
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、使用貸借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に所有権移転の部でございます。

番号１番につきましては、９番中村光博委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(９番委員)

報告いたします。

５月１７日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、渡邊久則農業委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は１町８反ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の１町６反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号１番について中村光博委員より補足説明をいただきました。
本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、番号２番につきましては、８番上村直嗣委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(８番委員)

報告いたします。

５月１７日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、上田推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻を中心に農業経営を行っており、耕作面積は３町７反ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の１町６反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号２番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、番号３番につきましては、１３番坂田成喜委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

（１３番委員）

報告いたします。

５月１７日に譲受人と熊本県農業公社、岩村会長、渡邊義幸委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、甘藷・里芋・ジャガイモ・芝生を中心に農業経営を行っており、耕作面積は６町８反ほどあります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の１町６反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

（議長）

只今、番号３番について坂田成喜委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第９ 議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第10 議案第7号 令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号を説明》

(議長)

只今、議案第7号について説明を申し上げました。

早速ご審議を賜りたいと思います。

本案について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定することいたします。

続きまして、日程第 11 議案第 8 号 益城町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第 8 号を説明》

(議長)

只今、議案第 8 号について説明を申し上げました。

早速ご審議を賜りたいと思います。

本案について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(7 番委員)

2 町となると、大きい法人等は問題ないだろうが、個人で農業をやっている農家は厳しいところが出てくるのではないだろうか。あっせんを買えば良いということも言い辛くなる。

(議長)

基準面積が上がると確かにあっせんはし辛くなる。

(事務局)

現に耕作されている分とあっせんを行う分を合わせて、2 町という基準になります。

全て合計して 2 町を越えればあっせんができると思っていただければ、今の基準で問題ない農家はあっせんができるものと考えております。

(7 番委員)

もう少し低く設定できるとあっせんが可能な農家が増えると思うので下げることはできないか。

(事務局)

農家数が減ってきているので、あっせん基準の面積はどうしても上がってしまうため、急激に基準面積が上がらないよう考慮し、今回の基準面積を示しています。

(議長)

農家戸数が減ることで、農家当たりの耕作面積は増えてくる。基準としては厳しいといえは厳しいが、見方を変えれば大型農家が増えてきたということとも言える。

他に何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第12 令和4年第7回委員会の日時について申し上げます。次回は7月11日、午後2時より JA かみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員